

市の「台所事情」を公開します

～令和元年度決算報告～

はじめに、市のお財布である「会計」について説明します。
市には「一般会計」「特別会計」「企業会計」の三つの会計（お財布）があります。使う目的に応じてお財布を分けており、お金の管理をやすくしています。

問合せ 財政課 ☎33-4106



一般会計

医療、子育て、福祉、教育、道路や公園の整備など、市民の暮らしとまちづくりに必要な基本的な行政サービスを行う会計です。

特別会計

保険料など特定の収入によって事業を行い、その収支を明確にするために一般会計とは分けて設置した会計です。
国民健康保険事業、介護保険事業など合計10会計あります。

企業会計

民間企業と同じように事業収益によって運営している会計です。
水道事業と下水道事業の2つの会計があります。

3つの会計の中で一番規模が大きい、メインの財布である「一般会計」の内容を公開していきます。

○令和元年度一般会計の決算額

歳入（市に入ったお金）

632億5,516万円

歳出（使ったお金）

624億1,125万円

令和元年度の残金

8億4,391万円

令和元年度の残金

8億4,391万円

※繰越財源

1億2,988万円

実質収支

7億1,403万円

※年度中に完了しなかった工事などのために翌年度に持ち越すお金

市民一人あたりに使ったお金は・・・

49万5,461円

歳出（使ったお金）を人口（12万5,966人）で割ると一人あたり49万5,461円となりました。その中でも、大きな割合を占めたのが、高齢者や障がい者に対する福祉、子育て支援などの目的に使う「民生費」で、18万5,474円を使っていました。少子高齢化が進む本市において、避けては通れない支出となっています。

ちなみに、一人あたりに対して入ったお金（歳入）は50万2,161円でした。

決算について、もっと詳しいことは、市のホームページにも載っているので見てください。





八代市の家計簿

令和元年度八代市一般会計決算額を1カ月分の家計簿に例えて表しました。

※月収40万円(年収480万円)の家庭で置き換えています。

収入

給料 (市税・地方交付税など)	21万4,000円 (53.5%)
パート収入 (使用料・手数料など)	1万6,000円 (4.1%)
親からの仕送り (国・県からの補助金)	9万7,000円 (24.3%)
貯金の取り崩し (繰入金)	3,000円 (0.7%)
借入金 (市債)	5万8,000円 (14.4%)
その他 (分担金や負担金など)	1万2,000円 (3.0%)
合計	40万円 (100.0%)

給料のほかに、パート収入や親からの仕送り、借入金などいろいろな収入によって家計をやりくりしています。

医療費や保育料などに一番お金を使っています。市も事業の廃止や見直しなどの工夫をしながら、健全な財政運営に取り組んでいます。

支出

食費 (職員などの人件費)	5万3,000円 (13.4%)
医療費や保育料など (生活保護や高齢者、こどもへの支援など)	10万円 (25.4%)
借入金の返済 (市債の返済)	3万9,000円 (9.9%)
日用品や光熱費など (公共施設の管理経費など)	3万8,000円 (9.7%)
車や家具の修理代 (施設の修理など)	3,000円 (0.7%)
子どもへの仕送り (他の会計への繰出金)	4万円 (10.0%)
貯金 (積立金)	2,000円 (0.4%)
家の増改築費 (道路や施設の建設など)	5万4,000円 (13.6%)
災害による家の修繕費 (災害に関する施設修繕など)	1万9,000円 (4.9%)
その他 (個人や団体への補助金や貸付金など)	4万7,000円 (12.0%)
合計	39万5,000円 (100.0%)

○財政指標 ～八代市のお財布は大丈夫？～

市の財政運営が健全であるかどうかを表すために、国のルールに基づき、お財布の状況を数値化したものが右の表になります。令和元年度決算に基づき算出した数値は①～④まですべて財政運営上の黄色信号とされる早期健全化基準以下となっており、安心できる状況といえます。

ただし、今後高齢者や子育て世帯などに対する社会保障費や継続中の大型建設事業や災害復旧事業に係る借入金の返済など、毎年支払わなければならない義務的なお金は高い水準で推移することが見込まれますので、将来を見据えた有効かつ効率的なお金の使い方を考えていく必要があります。

項目	令和元年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	黒字のため該当なし	11.69%
② 連結実質赤字比率	黒字のため該当なし	16.69%
③ 実質公債費比率	9.6%	25.0%
④ 将来負担比率	95.9%	350.0%

【解説】

- ①実質赤字比率……一般会計を中心とした赤字の割合。
- ②連結実質赤字比率……一般会計のほか、特別会計や公営企業会計を含めた全会計の赤字の割合。
- ③実質公債費比率……借入金返済にどれだけ充てられているかを示す比率です。早期健全化基準の25%以上には該当していません。
- ④将来負担比率……借入金など将来に負担が見込まれる金額がどれくらいあるかを示す比率です。早期健全化基準の350%以上には該当していません。